



# 週間情報



No.2339

発行日 平成23年10月18日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 世界リーダーシップサミットの開催

#### アジア消防長協会（イフカ）事務局

平成23年10月10日（月）～10月11日（火）の2日間、スイス連邦チューリッヒ市（スイスホテル）において、米国の国際消防長協会（IAFC）主催による「世界リーダーシップサミット（第1回）」が開催されました。

今回の開催には、米国をはじめ、英国、アイルランド、南アフリカ共和国、オーストラリア、ノルウェー、カナダ、ドイツ、スイス、日本から消防関係団体が出席し、近年の消防事情や消防の在り方等についての情報交換や協議等が行われました。

日本からは全国消防長会坂井事務総長（イフカ会長代理）他2名が出席し、日本の消防体制や来年開催予定の札幌イフカ総会の案内等のほかに、東日本大震災での被災状況や消防機関の活動状況について映像を交えて報告しました。

2日間に渡る会議では、参加国の慣習や文化を交えたうえでの活発な意見交換が行われ、今後の消防の在り方に関する有意義な会議となりました。  
なお、次回の開催については今のところ未定です。



【サミット開催状況】



【IAFC事務局長による進行】

## 消防本部の動き

### ◆ 局所災害発生時に建設業協会が消防活動を支援

#### 湖南広域消防局（滋賀）

湖南広域消防局では、平成23年9月1日（木）の「防災の日」に、滋賀県建設業協会湖南支部と「局所災害時の消防活動支援に関する協定」を締結しました。

この協定は、当消防局管内で発生した局所災害における消防活動を円滑に実施するために、当協会が保有する重機等の資機材や特殊な技能・知識を有した人材を、当消防局の要請により現場に派遣していただくもので、建物火災や機械事故、土砂災害など、多岐にわたる災害に迅速に対応できるよう消防活動体制のより一層の強化を図るものです。



【協定書に調印した森川支部長（左）と岩佐消防局長（右）】

◆ 東北地方消防職員による東日本大震災手記の掲載  
～生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」10月号～

神戸市消防局（兵庫）

神戸市消防局監修の月刊誌「生活あんぜん・あんしん情報誌『雪』」10月号に、東日本大震災の最前線で活動した東北地方消防職員の手記を掲載いたしました。

これらの手記は、神戸市を含む兵庫県緊急消防援助隊が派遣された2地域の消防職員の皆様から寄せられたものです。

【掲載内容】

宮城県 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員	12名
宮城県 亘理地区行政事務組合消防本部職員	12名
計24名の手記	



◆ 予防業務研修会の実施

東近江行政組合消防本部（滋賀）

東近江行政組合消防本部では、平成23年9月29日（木）に、予防技術の向上、技術の伝承を目的に予防業務研修会を実施しました。

今年度消防大学校に入校した職員が「最近の予防行政について」と題して講義を実施し、続いて査察シミュレーション訓練を実施しました。この訓練は、全くのブラインド訓練とし、訓練スタッフ扮する関係者相手に「給油取扱所における事故によりガソリンが漏洩した事案」、「物品販売店における避難通路への商品の展示」など、例題を4題想定し、各消防署予防係員がステージ上で立入検査のシミュレーション訓練を実施しました。関係者とのやりとりや命令を発動する場面などもあり、本番さながらの訓練が実施できました。

今後も定期的に訓練を重ね、あらゆる事案に対応できるように予防技術の向上に努めていきます。



【例題検討状況】



【シミュレーション訓練状況】

◆ 「県際消防連絡会林野火災防ぎょ合同訓練を実施」

豊橋市消防本部（愛知）

豊橋市消防本部では、平成23年10月2日（日）、市内の石巻山麓一帯において、県境を接する愛知県の豊橋市、新城市、静岡県の浜松市、湖西市の各消防本部（局）・消防団で構成する県際消防連絡会による林野火災防ぎょ合同訓練を実施しました。

今回の訓練は、県際消防連絡会としては、昨年度に浜松市で行われた訓練に続き3回目で、各市の消防本部（局）・消防団のほか愛知県防災航空隊も参加して、9機関、人員215名、車両24台、ヘリコプター2機の規模で、情報収集・伝達、長距離中継送水、ヘリコプターによる空中消火、残火処理などの訓練を実施し、県境付近での大規模林野火災発生時における情報の共有、指揮命令、活動要領など相互連携を改めて確認することができました。



【浜松市消防航空隊ヘリコプター  
「はまかぜ」による空中消火訓練の様子】



【長距離中継送水訓練による  
放水活動の様子】

## ◆ 「ショアリング」訓練の実施

### 大津市消防局(滋賀)

大津市消防局では、平成23年10月7日(金)に四日市市消防本部(三重県)との合同「ショアリング」訓練を実施しました。10月下旬から12月上旬にかけて、総務省消防庁主催で全国3ブロックにおいて、国際消防救助隊の実戦的訓練が実施予定であるため、その訓練種目である建物内部から倒壊防止を図る「レースド・ポストショア」訓練を実施しました。

訓練では、当消防局が今年度導入したエアネイラー(空気式釘打ち機)を使用し、初めて会った隊員同士間のコミュニケーションを重視しながら、迅速、的確な実戦的訓練が実施できました。

今後も所属本部をこえた実戦的な訓練を通じ、座屈耐火建物等における救助活動技術の向上に努め、いかなる時でも大規模地震災害に対応できるよう取り組んでいきます。



【エアネイラーを活用した  
ショアリングの設定状況】



【両本部の連携による  
ショアリング設定状況】

## ◆ 住所等の変更

- 32204 沼津市消防本部(静岡)  
 新住所 〒410-0053 静岡県沼津市寿町2番10号  
 新FAX番号 055-923-9911
- ※ 移転のため、平成23年10月1日(土)付けで変更しました。
- ※ 電話番号、その他の変更はありません。

## ◆ ホームページURLの変更

- 31404 栃木市消防本部(栃木)  
 新ホームページURL

<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000009000/hpg000008053.htm>

### ◆ 避難勧告等の発令基準等に係る点検等について

消防庁

「避難勧告等の発令基準等に係る点検等について」（平成23年10月4日付け消防災第319号）が消防庁国民保護・防災部防災課長名にて、都道府県消防防災主管部（局）長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

風水害対策については、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（平成23年5月27日付中防消第12号）、及び「風水害対策の強化について」（同日付消防災第191号）（別添（省略））により通知しているところですが、平成23年台風第12号及び第15号に伴う記録的な大雨では、紀伊半島を中心に西日本から東日本の各地で、水害・土砂災害が発生し、多くの方が被災するなど甚大な被害を受けたところです。また現在も、大雨により地盤の緩んでいるおそれがある地域や、河道閉塞に伴う土石流発生の危険性が継続している地域があるところです。

今回の台風災害にあっては、一部の市区町村で避難勧告等の発令が夜間になってしまった事例、避難勧告等が発令されていなかった地区で人的被害が発生した事例、比較的安全と思われる場所に避難していて被害にあった事例及び災害に伴う停電等により住民への情報伝達手段が途絶えた事例などが報告されています。

これらのことを踏まえ、現時点において特に留意、点検いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県内の市区町村に対して本通知の内容を周知いただきますとともに、市区町村において必要な点検等が早急に実施されるよう、適切な助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

- 1 避難勧告等の発令基準が未策定の市区町村にあっては発令基準の早急な策定を、また発令基準が策定済の市区町村にあっては当該発令基準が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）に沿った具体的なものとなっているかどうかの点検とそれに基づく必要な見直しの検討等を行うこと。また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるように体制の整備等（避難準備情報の活用など）に努めること。
- 2 市区町村が指定している避難場所や避難所（以下、「避難所等」という。）について、土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域に入っているものが無いかどうかの点検を早急に行うこと。土砂災害警戒区域等に入っている避難所等がある場合には、見直しの検討等を行うこと。
- 3 防災行政無線（屋外拡声子局、中継局舎及び非常電源装置等を含む。）の整備状況（設置場所、非常電源など）の点検とそれに基づく必要な対策の検討等を行うこと。

【連絡先】国民保護・防災部防災課  
担当：浦田、川合、原田  
電話：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535

### ◆ エアゾール製品の適正な保管について（危険物保安室長通知）

消防庁

エアゾール製品の適正な保管について（平成23年10月7日付け消防危第218号）が危険物保安室長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

危険物行政に係る指導につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、別添1（省略）のとおり神奈川県川崎市において、エアゾール製品を大量（約19万8千本）に保管している倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要しました。

調査の結果、保管されていたエアゾール製品の内容物は危険物第四類第一石油類に該当し、指

定数量を大幅に超えて保管されていたにもかかわらず、消防法第10条に基づく仮貯蔵の承認及び第11条に基づく許可を受けていなかったこと、また、当該エアゾール製品は、噴射剤として使用されている液化石油ガスの総量が消防法第9条の3に規定する数量以上であったにもかかわらず、消防機関に届出がなされていなかったことが判明しました。

これらの消防法違反の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足等が考えられることから、同様の事案の有無について必要に応じ立入検査などにより把握するとともに、倉庫業者等の関係者に対し、火災発生の防止と保安管理の一層の徹底を図るため、下記事項の周知徹底を行うなど、御指導いただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、この旨都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、社団法人日本倉庫協会、社団法人日本エアゾール協会、LPガス団体協議会、社団法人日本ガス石油機器工業会及び社団法人全日本トラック協会に対して別添2（省略）のとおり依頼しておりますので、念のため申し添えます。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものです。

#### 記

##### 1 危険物に関すること

- (1) エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあること。
- (2) エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合、消防法等の関係規定を順守すべきこと。

##### 2 消防法第9条の3に関すること

- (1) エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあること。
- (2) エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計で300 kg以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。
- (3) 液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で300 kg以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。

#### 【連絡先】危険物保安室

担 当： 中本 玉越

電 話： 03-5253-7524

F A X： 03-5253-7534

### ◆ 平成23年度国の補正予算（第1号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金交付決定（第二次）

#### 消防庁

標記について、平成23年10月7日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金について、本日、次のとおり交付決定を行いました。

1 今回交付決定額	141億54百万円
（内訳）消防防災施設災害復旧費補助金	77億53百万円
消防防災設備災害復旧費補助金	64億01百万円
2 今回交付決定の主な対象施設・設備及び数量	
○ 消防防災施設災害復旧費補助金	
消防庁舎	28団体 10億60百万円
消防団拠点施設（団詰所等）	8団体 1億10百万円
消防救急無線施設（局舎、鉄塔等）	11団体 21億91百万円
防災行政無線施設（局舎、鉄塔等）	18団体 18億82百万円
○ 消防防災設備災害復旧費補助金	
消防団設備総合整備事業（車両、資機材等）	15団体 2億56百万円
消防救急無線設備（基地局設備、携帯無線機等）	13団体 35億05百万円
防災行政無線設備（親局、戸別受信機等）	16団体 18億78百万円

### 3 県別補助金交付決定状況

別紙一覧参照（省略）

※市町村別などの詳細については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。

※ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou\\_01/houdou23nen.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)）に掲載されています。

**【連絡先】 消防・救急課**

担 当： 澤田理事官、岩田係長

電 話： 03-5253-7522

F A X： 03-5253-7535

### ◆ 第17回危険業務従事者叙勲（消防関係）

消防庁

標記について、平成23年10月8日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

第17回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、622名で勲章別内訳は次のとおりです。

瑞宝双光章 386名

瑞宝単光章 236名

計 622名

（受章者名等は、別添（省略）の受章者名簿に記載されています。）

発令年月日 平成23年11月3日（木）

受章者は、消防職員として国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から防御するため、永年にわたり著しく危険性の高い業務に精励するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された方々です。

○ 伝達式日程

1 日 時 11月11日（金） 11時15分～11時45分

2 場 所 日比谷公会堂

千代田区日比谷公園1番3号

3 出席予定者 総務大臣、消防庁次長、国民保護・防災部長、審議官、消防大学校長、消防研究センター所長、総務課長

※ 名簿（省略）には、10月4日（火）の閣議において、勲章が授与されることに決定した者を記載しておりますが、発令日までの間に、名簿の記載事項に異動が生じることもありますので、ご承知おきください。

※ 全文は、消防庁ホームページ（[http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou\\_01/houdou23nen.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)）に掲載されています。

**【連絡先】 総務課**

担 当： 西澤政策評価広報官・宗係長

電 話： 03-5253-7521

内線（42171）

F A X： 03-5253-7531

### ◆ 国際消防救助隊の実戦的訓練の実施

消防庁

標記について、平成23年10月14日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

国際消防救助隊員は、国内で用いる救助技術や活動手法だけではなく、近年、国連を中心として発展している国際的な連携・調整手法や、国内とは異なる活動環境下で適切かつ安全に活動するための知識・技術を修得しておく必要があります。

消防庁では、全国の国際消防救助隊登録消防本部（77消防本部）を3地域に分け、東京、大阪、福岡の3会場において以下の日程で、国際消防救助隊の実戦的訓練を実施します。

## 1 実施会場

### (1) 大阪会場

日時：平成23年10月18日（火）～21日（金）

場所：大阪市消防局舞洲訓練場 他

参加者：国際消防救助隊員58名（23消防本部）

### (2) 福岡会場

日時：平成23年11月8日（火）～11日（金）

場所：福岡市消防学校

参加者：国際消防救助隊員50名（20消防本部）

### (3) 東京会場

日時：平成23年12月2日（金）～5日（月）

場所：東京消防庁夢の島訓練場 他

参加者：国際消防救助隊員90名（34消防本部）

## 2 内容

### (1) 講義（1日目）

消防庁等による講義（国内とは異なる環境での活動、国際的連携枠組み等）

### (2) 訓練（2～4日目）

基礎訓練：ブリーチング（鉄筋コンクリート等の破壊技術）

ショアリング（倒壊建物等における木材を活用した安定化技術）

クリビング（木材を活用した重量物安定化技術）

C S R（閉鎖空間からの救助）等

応用訓練：座屈倒壊を想定した施設での部隊活動訓練

【連絡先】 国民保護・防災部参事官付  
担当：松永補佐、小宮係長、松尾事務官  
電話：03-5253-7507（直通）  
FAX：03-5253-7576

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcaj.gr.jp